



# 境界あれこれ

5

～ しつけと虐待の境界 ～

かうんせりんぐるうむ かかし

河岸由里子

## はじめに

虐待については、かなり認知されるようになってきた。その分、母親たちは、自分の子育てが正しいのか正しくないのか、叱り方が虐待に当たるのではないかと、戦々恐々とし始めている。

子どもが大きな声で泣いたり、母親がつい大きな声で叱ったりすると、虐待通告されるのではと心配され、真夏の暑い中、窓を閉め切っている母親も多くなった。

一体虐待とはどういうものか、何処までが躰けの範囲で何処からが虐待なのか、改めて考えてみようと思う。

## <虐待の定義>

児童虐待には大きく分けて4つの分類がある。これらは単独ではなく、重複して現れることもある。

## 身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること（児童虐待の防止等に関する法律：第2条第1項）

具体的には、暴力等により身体に傷を負わせたり、生命に危険を及ぼすような行為をいう。殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、食事を与えない、冬戸外にしめだす、一室に拘束する、タバコの火やアイロンを押し付ける等の行為を言う。

## 性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること（児童虐待の防止等に関する法律：第2条第2項）

具体的には、性的暴行や児童に対するわいせつな行為をいう。子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・示唆など。性器や性交を見せる。ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要する。

## ネグレクト（養育の放棄・怠慢）

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。（児童虐待の防止等に関する法律：第2条第3項）

具体的には、心身の発達を損なうほどの不適切な養育や子どもへの安全への配慮がなされていない行為を言う。

保護の怠慢、拒否、放置により、子どもの健康状態や安全を損なう行為。子どもの健康・安全への配慮を怠っている。子どもにとって必要な情緒的要求にこたえていない。食事、衣服、住居などが

極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢など。子どもを遺棄する。適切な衣食住の世話をせず放置する。病気なのに医者に見せない。

乳幼児を残したままたびたび外出する。乳幼児を車の中に放置する。家に閉じ込める。学校に登校させない。など。

## 心理的虐待

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）、その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。（児童虐待の防止等に関する法律：第2条第4項）

具体的には、子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと、ひどい言葉、極端な無視、拒否的な態度などにより、子どもに心理的な傷を負わせる行為を言う。行為の強要などの「性的暴力」、生活費を渡さない等の「経済的な暴力」などがある。言葉による脅かし、脅迫など。「死ね」「消えろ」など子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。子どもの自尊心を傷つけるような言動など。他の兄弟と著しく差別的な扱いをする。

DVなどを子どもの目の前で見せ、苦痛を与えてしまう行為も心理的虐待となる。

\*DV(ドメスティック・バイオレンス)とは？\*  
配偶者や親密な関係のパートナーからの暴力を言い、殴る蹴るなどの「身体的暴力」や、怒鳴ったり侮辱したりする「言葉の暴力」、無視や行動の制限等の「精神的な暴力」、性的行為の強要などの「性的暴力」、生活費を渡さない等の「経済的な暴力」などがある。

\*DVとの関係\*

近年、DVに子どもが巻き込まれ、子どもの心身に大きなダメージを与えている事実が注目されている。例えば母子ともに暴力にさらされている場合や、殴られている母親が子どもを殴る（暴力の連鎖）といった場合はもちろん、子どもが夫婦間の暴力を目撃しているという場合であっても、子どもへの影響は子ども虐待同様に非常に深刻である。子どもの虐待の背景にDVが隠れていないかという視点をもつことも重要となる。

### マルトリートメント（不適切な養育・関わり）

児童虐待の定義で明記された内容以外にも、児童に対する不適切な養育や関わりについてより広い認識も持つ必要がある。

#### マルトリートメントとは？

大人（行為の適否に関する判断の可能なおよそ15歳以上の年齢の子どもを含む）の子どもに対する不適切な養育や関わりを意味しており、「虐待」よりも広い概念。

児童虐待の定義で示される虐待の内容は、ある程度、児童虐待が起きている状況が、様々な情報や状況から明らかあるいは推測できるものとなっているが、マルトリートメントの概念では、児童虐待の定義で示される内容以外にも、現に虐待という状態ではないとしても、今後そういう状態に発展する危険性のあるようなグレーゾーンの状態も含む。

子どもに対する不適切な養育や関わりについて、より広い認識をもって早期に対応することで、問題の重度化や深刻化を防止することにつながる。

この様に、法律上規定されているものと、より広い意味で子どもに心的外傷を今後与える可能性が高いものも、マルトリートメントとしてとらえるようになっている。虐待は突然起こるのではなく、日常的に行われているグレーゾーンの行動が繰り返される中で、段々エスカレートしていくことの方が多い。そういう意味では、マルトリートメントの時点で対処できれば、或いはその前に対処できれば、防ぐことができるだろう。

それにしても、マルトリートメントと一般的に問題とされない躰との境はどうなのだろう？それには躰について理解せねばなるまい。

### <躰とは？>

「しつけ」という言葉をブリタニカ国際大百科事典で引くと、次のように書いてある。

「社会生活に適応するために望ましい生活習慣を身につけさせること、基本的生活習慣のしつけが中心になるが、成長するにつれて、家庭、学校、社会などの場における行動の在り方へと、しつけの内容が拡大していく。しつけの目標は、社会生活の秩序を守り、自ら生活を向上させていくことのできる社会人に育て上げることである。又、しつけを効果的におこなうためには、成長段階に応じた適切な方法をとることが必要である。すなわち、乳児期から幼児期にかけては親が範を示して根気よく繰り返し、叱るよりも、上手にできたときに褒めて力づけ、理解力が深まるにつれて、説得に主眼を置くようにするのが望ましい。」

では基本的生活習慣とは何か？

「様々な生活習慣のうちで、食事、睡眠、排泄、清潔、衣服の着脱などの基本的習慣。これらは乳幼児の心身の円満な発達を促し、将来、望ましい社会生活をおくるうえで重要な意味を持つ。基本的生活習慣を形成するためには、子どもの発達段階に応じた適切なしつけが必要であり、繰り返し指導していくうちに、自動化される。しかし、発達とともに、その意義を理解させることが必要である。」と同事典には書かれている。

よくあることだが、虐待で逮捕された保護者の言は「虐待ではない、しつけだ。」である。しかし、前述のように、社会性の教育というよりは、親の都合を理由に子どもにひどい罰を与えているように思う。罰も、食事を与えないというものから、殴る蹴るまで様々である。

海外での虐待としつけについての境界はどうなっているのだろうか？米国の状況をみてみよう。

そもそも、米国における虐待防止の取り組みは、1874年ニューヨーク市において養父母から虐待を受けていた少女メアリー・エレン・ウィルソンを発見、救済したことから始まったと言われている。（ウィルソン事件）その年にニューヨークで児童虐待防止協会が作られ、その後全米に広がっていった。そして、1962年小児科医 Kempe 氏が全米小児科学会で「親によって子どもに行われる身体的虐待は特殊な家庭での出来事ではなく、一般家庭でも日常的に行われている」という調査報告を行ったことで、児童虐待への関心が急速に広まり、1974年に児童虐待防止法が制定された。日本で虐待防止法が制定されたのは2000年である。

児童虐待防止についての先進国である米国においても、虐待と躰の境界については幾つもの文献があるが、やはりその境界は明確ではないとしている。お尻を叩くというしつけ方についても賛否両論あり、お尻を叩くことが躰として認められれば、それは躰に暴力を伴うことを認めることにもなりかねない。虐待か躰かの判断はやはり、司法に委ねられているが、子どもに対し、意図的に、継続的に、傷つける行為を繰り返すことは虐待であり、偶発的なものは除くとしている。

学校に警察官がいるなど、日本よりは虐待に対する認識が高い。異文化が混在する米国であるからこそ、虐待として立件させていく難しさもあるが、学校でもどこでも、虐待を見逃さないという姿勢はしっかりしている。どんな兆候があるかや教師の教育・子どもたちへの非暴力教育、通告システムは明確で定着している。

日本では、虐待についての定義は前述の通り明確化されているし、通告義務も周知されているが、学校における虐待通告には温度差がある。児童相談所側も受け止め方に温度差がある。定義があっても人が介在すれば受け止め方に差が出てしま

うのは避けられない。通告する側の意図と通告先の意図とのずれで揉めることもしばしばである。虐待ですらあやふやになっていては、躰との境はもっとあやふやになりかねない。

面談をしていると、多くの大人たちが、昔は「叩かれ、殴られ、閉じ込められ、縛られた」などの体罰や、「バカ、阿保、死んでしまえ、出ていけ」などの言葉の暴力を、一杯受けたという。今でいえば虐待とよばれる行為が普通に行われていた。それは躰としてなのか、或いはアルコール依存症やその他の精神疾患による暴言・暴力だったのか、はたまた親の都合でやっていたものだったのか、ご本人に聞くと、色々である。

そのような躰を受けてきた人にしてみれば、子どもを叩いたりすることの何が悪いのかという話になる。言わなければならない叩くしかないだろうと。

躰と虐待の境界を考えたとき、前述の考え方は必ず境界を無きものにしてしまう。

例えば、家庭での躰として、「食事の時に食卓に肘をついてはいけない」というルールを守らせるために、注意を繰り返しても、中々守れなければ、段々声が大きくなって怒鳴るようになるだろう。それでも守らなければ、ついている肘を手で払うかも知れない。或いは軽く叩くかもしれない。何度行っても守れないとしたら、そこには別の問題があるのかもしれないが、そんなことは保護者にわからない。引き続き叱ったり叩いたりしているうちに、「叩く」が「殴る」に変わる時が来る。

酷い虐待事例はそのようなレベルではなく、幼い子をはだしにして焼けた炭の上を歩かせて大やけどをさせてみたり、ご飯をずっと与えなかったりと、とても躰のレベルではないことをやっている。ここまで酷ければわかりやすい。

然し「境界は？」と言われると、どうしてもグレーゾーンができてしまう。社会規範に照らし合わせて、躰をしていくとしても、社会によって規範も異なるし、家々によってもルールは異なるだろう。Aさんの家では食事中テレビをつけないというルールがあるとしても、Bさんの家では食事

中はテレビをつけるのが当たり前ということになる。

躰の目標が、「社会生活の秩序を守り、自ら生活を向上させていくことのできる社会人に育て上げること」であるなら、生活している社会の一般常識に合わせた躰となるであろうが、現代のようにグローバルな社会においては、主要国の常識をある程度理解して躰けて行かねばならないのかもしれない。

度々中国人観光客の問題行動がテレビなどで取り沙汰されているが、中国においては当たり前の行動なのかもしれない。我々日本人も、海外にかなりの方が旅行されているが、滞在国の常識に合った行動をとっているかという、怪しい点もある。インドなどでは左手を不浄の手としており、他人の頭を触ってはいけないとか、アラブの国では子どもへの愛情表現として、頬を引っ張るとか、日本人が知らない生活習慣や風習があるのだから、その国に行く前によく勉強してから行くべきだろう。

いずれにしても、躰は社会人として恥ずかしくない行動がとれるようになるためには必要なものである。要は躰け方の問題である。

躰に暴力や暴言を伴わないかどうかは、躰ける側の問題である。もちろん子どもに発達障がいがあると言葉や態度だけでは行動修正できないこともあるかもしれないが、一般的には、保護者が見本を見せ、出来たことを褒めて行くことでほとんど躰けられる筈である。しかし、保護者に余裕がなかったり、何かほかのストレスがかかると、我慢できずに怒鳴ったり叩いたりしてしまう。

世の中がスピーディーになり、子どものペースに合わせる事が難しくなっていると見える中、子どもを急かす保護者が増えている。そこにも小さな暴言の可能性がある。

保護者が十分に大人になり切れておらず、ゲームやテレビを見ている所を邪魔されたとかで叩くなど、我慢がない場合はほぼ虐待と思われる。

となると、マルトリートメントを含む虐待と躰の境界はどこになるのか？

結局子ども主体に考えられた行動かどうかではないだろうか？社会性の教育であるしつけが『大人の都合』を子どもに強いるための行為となっていたら、躰とは言えないのではないか？大人の都合で行っている暴言・暴力はすべて虐待とみなすべきで、「子どものため」という「大義名分」の元行われていたとしても、その注意・叱責・暴言・暴力が結局は「大人の都合」であるなら、やはり虐待やマルトリートメントに当たるのだということ、社会全体が共有しなければならないのだろう。社会生活上必要な基本的な生活習慣は、褒め・注意・叱責と行動見本の提示で十分躰けられるのである。

#### 参考文献：

- ・文科省ホームページ海外調査報告  
第2章 第4節 海外における児童虐待防止に向けた取組の状況
- ・Doriane Lambelet Coleman, Kenneth A. Dodge, Sarah Keeton Campbell, “Where and how to draw the line between reasonable corporal punishment and abuse”